

## 第2章 第一種事業の目的及び内容



## 第2章 第一種事業の目的及び内容

### 2.1 第一種事業の目的

近畿地方における廃棄物の最終処分はこれまで、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）（以下「広域センター法」という。）に基づく大阪湾圏域広域処理場整備事業（以下「大阪湾フェニックス事業」という。）を大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「大阪湾センター」という。）、近畿2府4県168市町村の広域処理対象区域（以下「フェニックス圏域」という。）の地方公共団体及び港湾管理者が一体となって広域的に進めてきた。

大阪湾センターにおいては、これまで1期事業として尼崎沖と泉大津沖、2期事業として神戸沖と大阪沖の埋立処分場を設置し、フェニックス圏域から発生する一般廃棄物、産業廃棄物を適正に処分することはもとより、平成7年の阪神・淡路大震災や台風・地震による災害廃棄物を受け入れることで、災害復旧にも大きく貢献している。

フェニックス圏域においては、大阪湾フェニックス事業に係る現在の2期基本計画以降の新たな埋立処分場の確保が大きな課題となっていることから、大阪湾フェニックス事業に係る業務を委託している2府4県知事、168市町村長及び4港湾管理者で構成する大阪湾広域処理場整備促進協議会（以下「促進協」という。）並びに大阪湾センターが連携してこの課題への対応について協議してきたところである。

このたび、次期3期事業を具体化していくに当たっての事業の概要が、促進協において次のとおり確認された。

#### 1 3期処分場の計画容量

2期事業終了後20年間にフェニックス圏域から発生する廃棄物量に見合う容量を想定

#### 2 事業を検討する港湾

- ・大阪湾フェニックス3期事業は、大阪港、神戸港で検討する。
- ・但し、現行の兵庫側広域処分場（神戸沖埋立処分場）での廃棄物受入れの終了に合わせるため、上記のうち神戸港については、具体化に向けて必要な検討を先行して進める。

#### 3 供用開始時期

神戸沖埋立処分場の廃棄物受入れの終了に合わせて供用開始を想定

本配慮書の対象となる第一種最終処分場事業は、促進協において具体化に向けて必要な検討を先行して進めることとされた神戸港に廃棄物の埋立処分場を設置して、フェニックス圏域から発生する廃棄物の適正な海面埋立てによる処理を行うことにより、フェニックス圏域の生活環境の保全を図るとともに、埋立てによってできた土地を活用した港湾の秩序ある整備を通じて地域の均衡ある発展に資することを目的とするものである。

## 2.2 第一種最終処分場事業の内容

### 2.2.1 第一種最終処分場事業の名称

フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業

### 2.2.2 第一種最終処分場事業の種類別

廃棄物最終処分場（海面埋立処分場）の設置事業

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく許可施設である一般廃棄物及び産業廃棄物の管理型最終処分場）

### 2.2.3 第一種最終処分場事業に係る最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積

最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積は、2.2.4 に示す事業実施想定区域の面積 75ha 程度から護岸の区域を除く 70ha 程度である。

### 2.2.4 第一種最終処分場事業が実施されるべき区域（事業実施想定区域）の位置及び面積

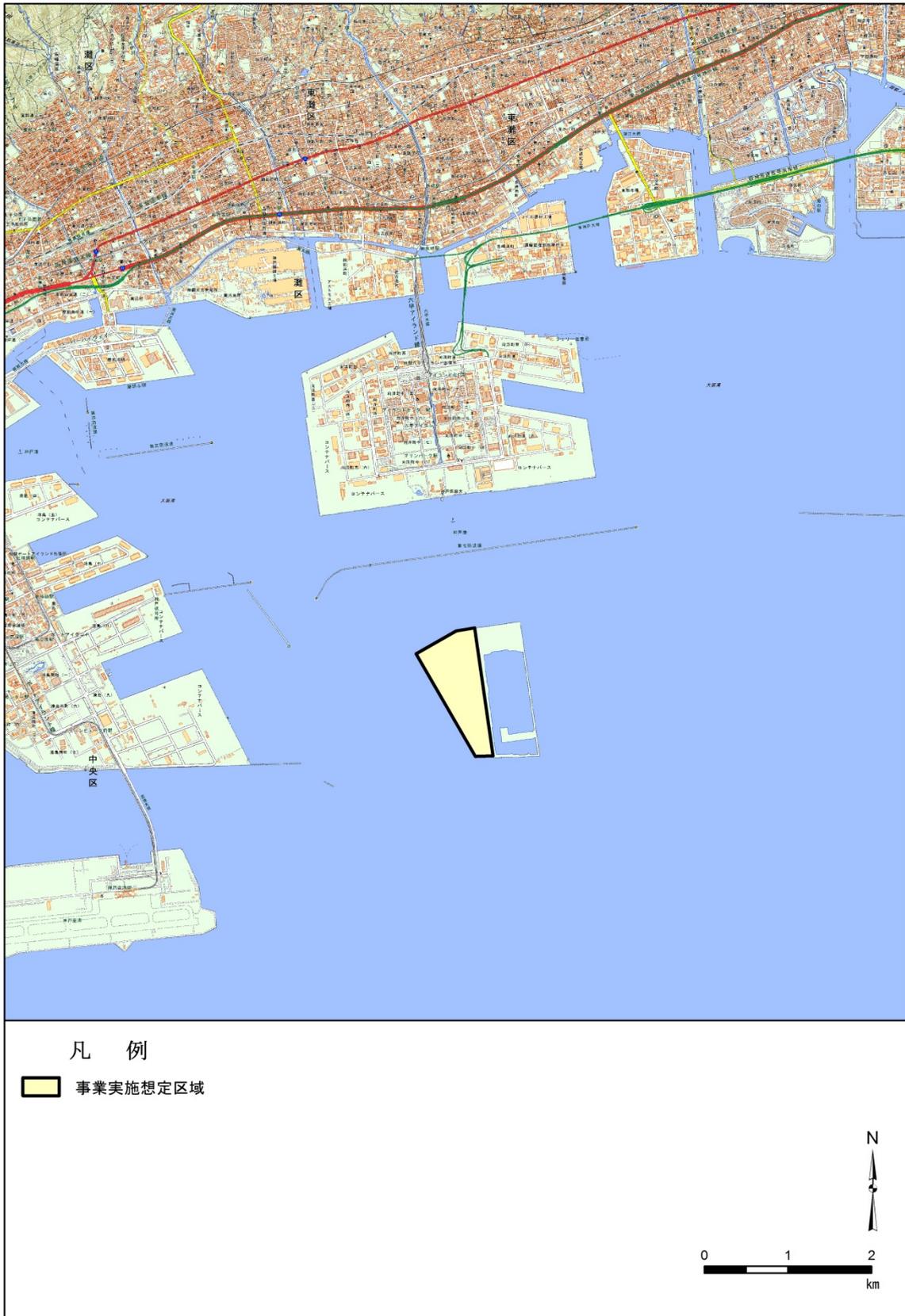
事業実施想定区域は大阪湾の奥部、兵庫県神戸市東灘区向洋町地先の六甲アイランド南地区第 2 工区内に位置し、大阪湾センターが現在埋立処分している 2 期神戸沖埋立処分場の西隣に当たる。

事業実施想定区域の位置及び周囲の概況は第 2.2.4-1 図、第 2.2.4-2 図、第 2.2.4-3 図及び第 2.2.4-4 図のとおりであり、その面積は 75ha 程度である。



〔電子地形図 20 万（京都及び大阪）、電子地形図 20 万（和歌山）（国土地理院）（平成 27 年 12 月調製）より作成〕

第 2.2.4-1 図 事業実施想定区域の位置（1）



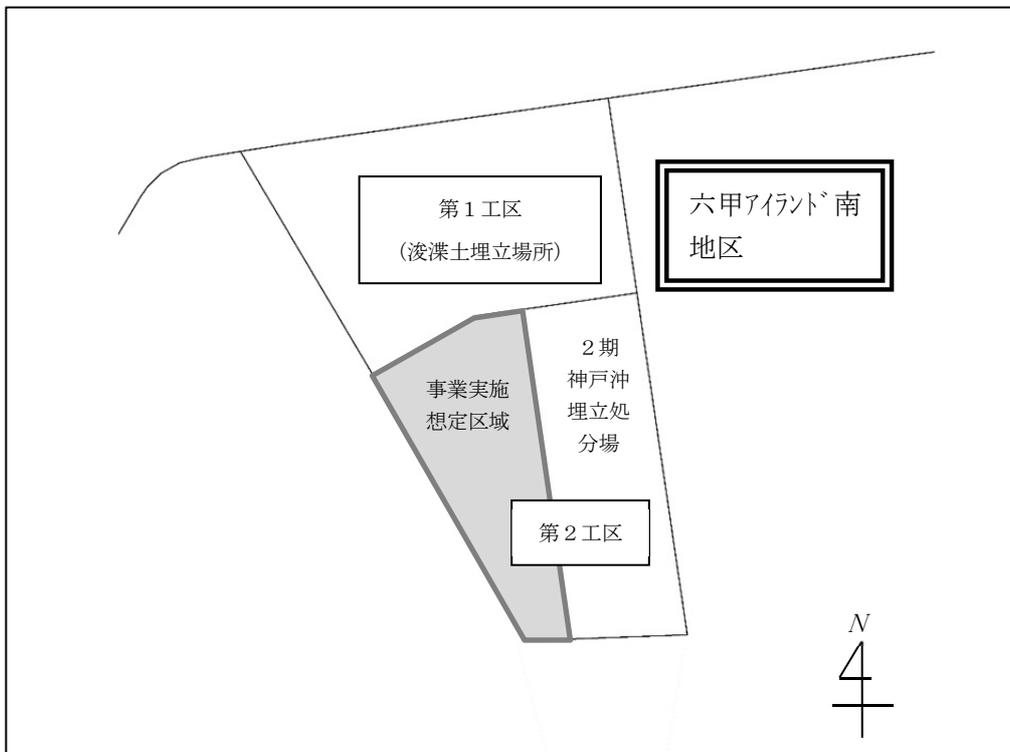
[電子地形図 25000 (国土地理院) (平成 27 年 12 月調製) より作成]

第 2.2.4-2 図 事業実施想定区域の位置 (2)



[大阪湾広域臨海環境整備センター資料（平成 27 年 9 月 14 日撮影）より作成]

第 2.2.4-3 図 事業実施想定区域の航空写真



第 2.2.4-4 図 事業実施想定区域の周囲の概況

## 2.2.5 第一種最終処分場事業に係る埋立容量

2.2.3 に示す埋立処分の用に供される場所の面積及び水深から試算したところ、埋立可能な容量は約 1,200 万 m<sup>3</sup> である。

## 2.2.6 第一種最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類

第一種最終処分場事業において処分する廃棄物の種類は、一般廃棄物及び産業廃棄物とする。

## 2.2.7 第一種最終処分場事業の工事計画の概要

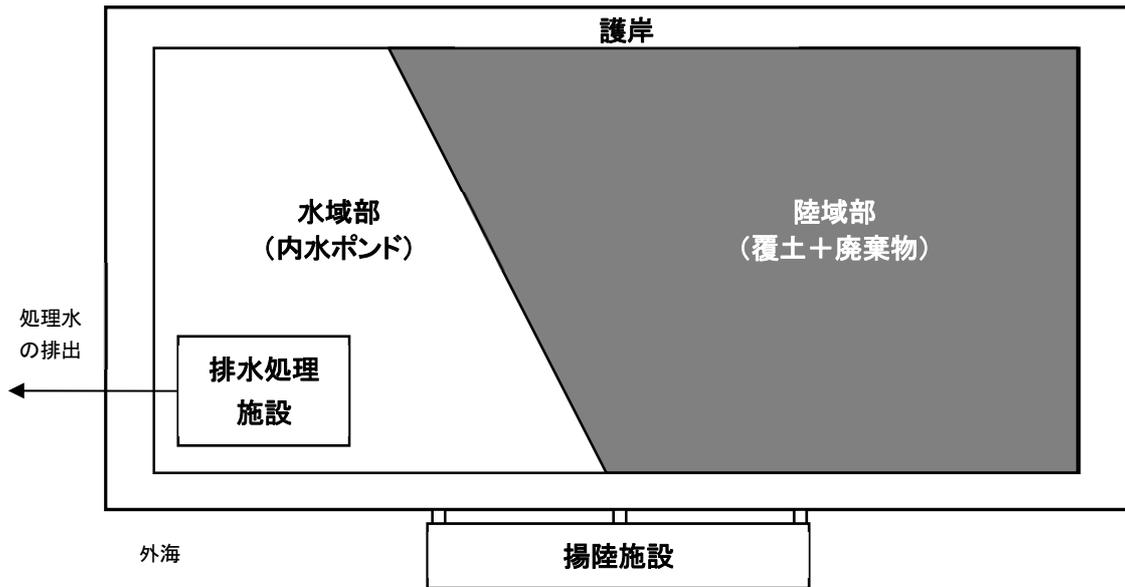
埋立てに関する工事として施行する工作物の構造及び工事の施行方法は、取得されている公有水面埋立免許によることを基本とし、埋立用材が陸上残土等から廃棄物に変更となることに伴う必要な措置を行う。

具体的には、「管理型廃棄物埋立護岸 設計・施工・管理マニュアル」（財団法人港湾空間高度化環境研究センター、平成 20 年）に準拠し、埋立処分場からの浸出液による公共用水域の汚染を防止するため、外郭の護岸の築造と並行して内側に遮水矢板を設置し、遮水性を有する護岸及び不透水性地層（海底の沖積粘土層）により、外海から隔離され遮水性を確保した区画として整備する（第 2.2.7-1 図）。また、廃棄物最終処分場として必要となる埋立処分場内の内水を浄化して放流する排水処理施設、揚陸施設などの施設の建設等の工事を行う（第 2.2.7-2 図）。

これらの護岸及び施設の建設等の工事に必要な期間は、大阪湾フェニックス事業で整備した最も新しい大阪沖埋立処分場の事例を基に概ね 8 年程度を見込んでいる。また、廃棄物の埋立てには覆土等を含めて概ね 20 年程度の期間を見込んでいる（第 2.2.7-1 表）。



第 2.2.7-1 図 海面埋立処分場の構造例（断面図）



第 2.2.7-2 図 海面埋立処分場の構造例（平面図）

第 2.2.7-1 表 事業の工事期間及び事業工程

	0年次	8年次	28年次
護岸工事 施設の建設等の工事	概ね8年程度		
廃棄物の埋立て		概ね20年程度	
維持管理工事		-----	

### 2.2.8 第一種最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の量

廃棄物の最終処分場については、「廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 5 月 31 日閣議決定）」により、ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物について、生活環境の保全上支障が生じないよう適切に処分するため、一般廃棄物最終処分場について 20 年程度の残余年数を維持することとされている。

促進協においては、フェニックス圏域の最終処分量を平成 27 年度に平成 12 年度比で 6 割減とする一般廃棄物の減量化目標を平成 22 年に設定し、積極的に取り組んできている。

促進協において、将来の推計人口や促進協の減量化目標、近畿 2 府 4 県の廃棄物処理計画等を踏まえて検討した結果、2 期事業の終了後 20 年間に大阪湾フェニックス事業が受け入れる必要がある廃棄物の量は、覆土等を含めて 1,770 万 m<sup>3</sup> とされた（第 2.2.8-1 表）。

第 2.2.8-1 表 廃棄物の将来予測に基づく必要容量

（単位：万 m<sup>3</sup>/20 年）

区分	一般廃棄物	上下水汚泥	産業廃棄物 (上下水汚泥を除く)	陸上残土等	計
容量	780	120	340	530	1,770

※陸上残土等については、覆土等に必要量を想定している。

これに対し、大阪港及び神戸港において大阪湾フェニックス事業の埋立処分場として確保可能な容量は最大でも約 1,800 万 m<sup>3</sup> であり、1,770 万 m<sup>3</sup> の廃棄物を処分するためには、その全量を使用する必要があることから、第一種最終処分場事業により処分する廃棄物の量は、先述の 2.2.5 「第一種最終処分場事業に係る埋立容量」の全量の約 1,200 万 m<sup>3</sup> (覆土等を含む) とする (2.3.1 3. 参照)。

また、「廃棄物処理施設整備計画」等により、公共の廃棄物処理施設は、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。その際、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが求められている。環境省によると、南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合、近畿地方からは最大で 11,164 万トンもの災害廃棄物、620 万トンの津波堆積物が発生すると見込まれており、広域的な最終処分場の設置は南海トラフ地震等の巨大災害への備えともなる。

## 2.2.9 第一種最終処分場事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要

廃棄物の埋立処分は、2期神戸沖埋立処分場の埋立ての終了に引き続き行うこととし、概ね 20 年程度の受入期間を予定している。

フェニックス圏域から発生する受入対象廃棄物は、排出事業者により既存の搬入施設まで陸上輸送され、搬入施設において受入検査を行った後に、船舶により最終処分場まで海上輸送し、揚陸施設により廃棄物を陸揚げした後に、埋立処分する。

埋立中は、平均海面より低い内水管理目標水位を設定して内側から外海への流れを抑制し、埋立て等により生じた余水は、排水処理施設によって処理し、処理水は外海に放流する (2.2.10 3. 参照)。

海上輸送、陸揚げ及び埋立てに当たっては、廃棄物の飛散防止等の対策を適切に実施する (2.2.10 3. 参照)。

## 2.2.10 その他第一種最終処分場事業に関する事項

### 1. 大阪湾フェニックス事業について

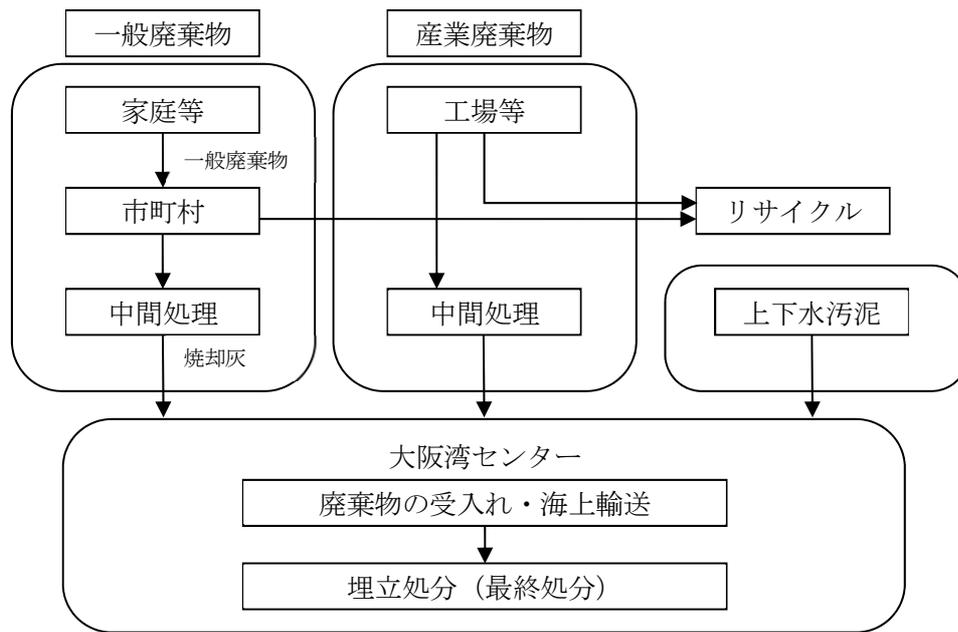
#### (1) 大阪湾フェニックス事業の概要

近畿地方の大阪湾沿岸を中心とした都市部では、人口が密集し高度な土地利用がなされているため、個々の地方公共団体や事業者が長期的かつ安定的に利用できる廃棄物最終処分場を整備することは極めて困難な状況にあった。このような状況を打開し、廃棄物の適正処理の推進を図るため、市町村はもとより、府県の区域を越えて広域的に廃棄物の処分を行う最終処分場を海面に確保するよう、各地方公共団体や産業界等から要請があった。

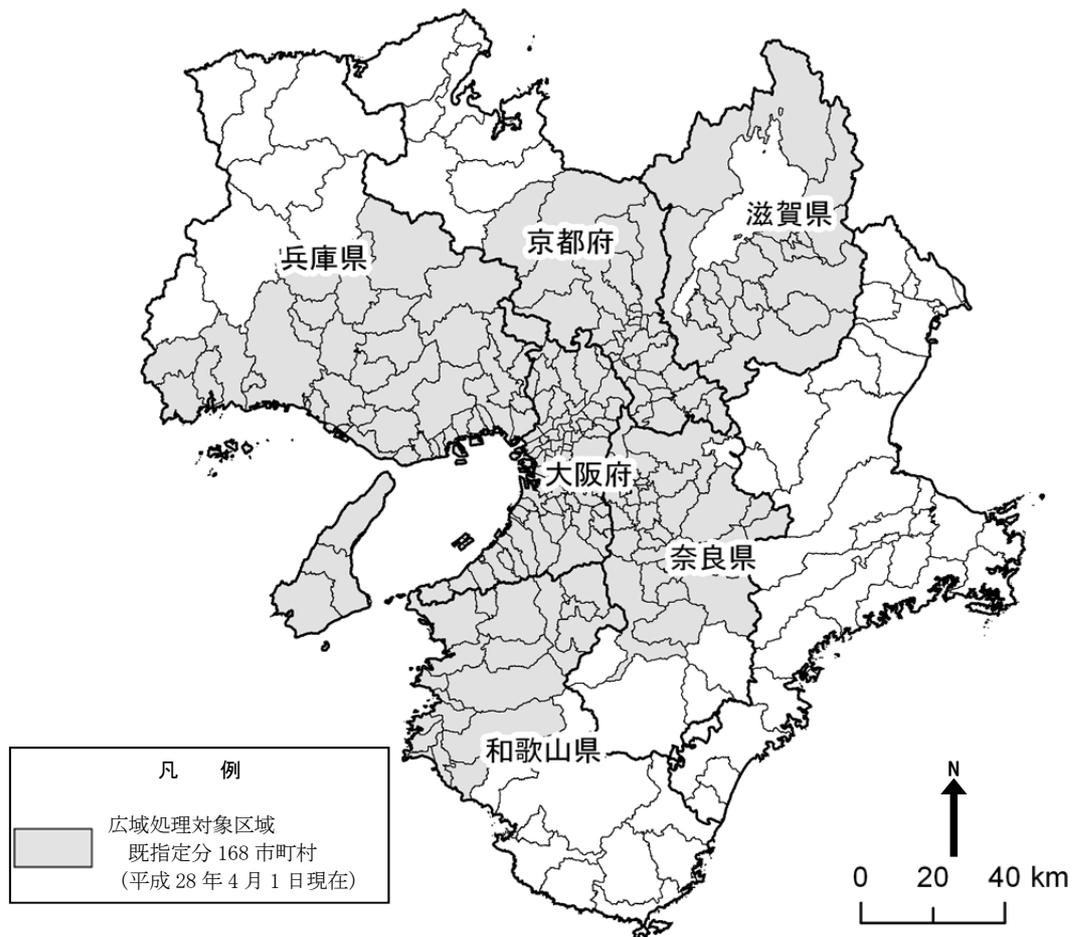
一方、大阪湾内の各港湾においては、港湾機能及び都市機能の整備拡充を図る必要があることから、埋立てによる新たな用地の確保が求められていた。

大都市におけるこのような要請に対処するため、長期・安定的に広域の廃棄物を処理するといった観点から海面に最終処分場を確保し、埋め立てた土地を活用する「フェニックス計画」が運輸省・厚生省により計画され、昭和 56 年に広域センター法が制定された。

大阪湾フェニックス事業は、同法に基づき設立された大阪湾センターが最終処分場を設置し、フェニックス圏域から発生する廃棄物の広域的な処理を行うものである (第 2.2.10-1 図及び第 2.2.10-2 図)。



第 2.2.10-1 図 大阪湾フェニックス事業の廃棄物埋立処分フローの概略



第 2.2.10-2 図 フェニックス圏域（2府4県168市町村）

## (2) 大阪湾フェニックス事業の業務内容（広域センター法第19条）

- ・港湾管理者からの委託業務
  - 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理
  - 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成
- ・地方公共団体からの委託業務
  - 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理
  - 一般廃棄物等による海面埋立て
  - 前に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理
- ・産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理、産業廃棄物による海面埋立て
- ・前の3つの業務に附帯する業務

## (3) 大阪湾フェニックス事業の実績

これまで1期事業として尼崎沖と泉大津沖、2期事業として神戸沖と大阪沖の埋立処分場を設置した。現在では第2.2.10-2図に示すフェニックス圏域から排出される廃棄物を受け入れており、埋立状況及び埋立量の推移は第2.2.10-1表及び第2.2.10-3図のとおりである。

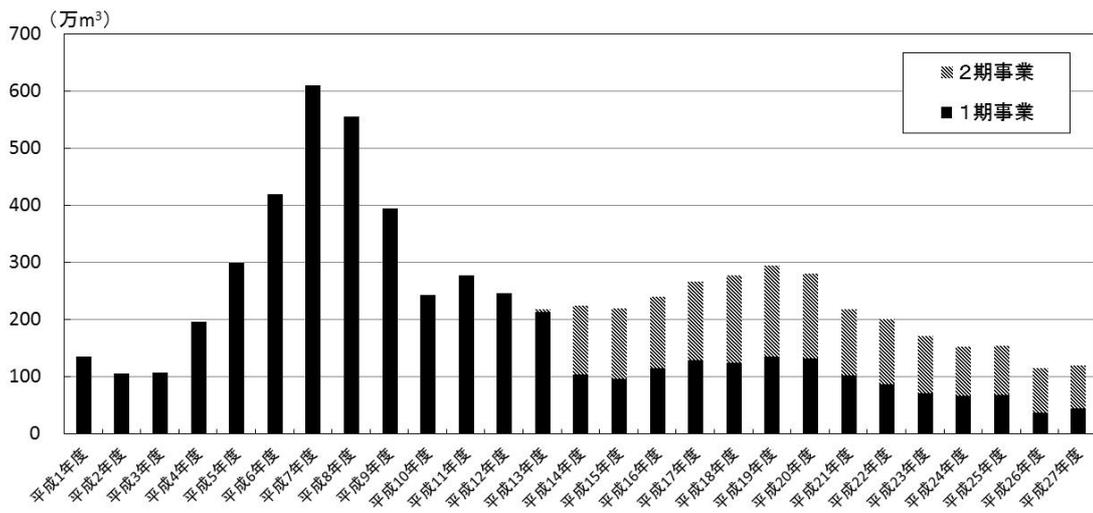
平成7年の阪神・淡路大震災では、その最終処分量の約4割に当たる約280万トンの災害廃棄物を大阪湾フェニックス事業の埋立処分場が受け入れた。また、平成16年の台風23号による災害廃棄物については兵庫県内4市町から約2,400トン、平成25年の淡路島地震による災害廃棄物についても約2万6,000トンを受け入れており、災害復興に大きく貢献した。

第2.2.10-1表 大阪湾フェニックス事業最終処分場の埋立状況

埋立処分場		基本計画 認可年月	計画 容量 (万m <sup>3</sup> )	埋立量 (万m <sup>3</sup> )	残容量 (万m <sup>3</sup> )	進捗率 (%)	竣功済 面積(ha)
1期 事業	尼崎沖	S60.12	1,578	1,550	28	98.2	55.7
	泉大津沖		3,080	2,892	188	93.9	114.4
2期 事業	神戸沖	H9.3	1,500	1,073	427	71.5	—
	大阪沖	H12.3	1,398	365	1,033	26.1	—
合計		—	7,556	5,880	1,676	77.8	—

注：1. 1期事業（尼崎沖埋立処分場、泉大津沖埋立処分場）では、一般廃棄物及び管理型産業廃棄物の受入れは終了している。

2. 平成28年3月31日現在での状況を示す。



第 2.2.10-3 図 大阪湾フェニックス事業最終処分場の埋立量の推移

## 2. 第一種最終処分場事業の検討体制について

第一種最終処分場事業の内容については、促進協が埋立処分場に係る基本的な事項（受け入れる廃棄物の種類、廃棄物の受入期間、確保すべき埋立容量など）や港湾等の課題の検討を行っている。

大阪湾センターは促進協からの依頼を受け、促進協で検討された基本的な事項に基づいて本配慮書における第一種最終処分場事業の内容等を計画している。

### 促進協について

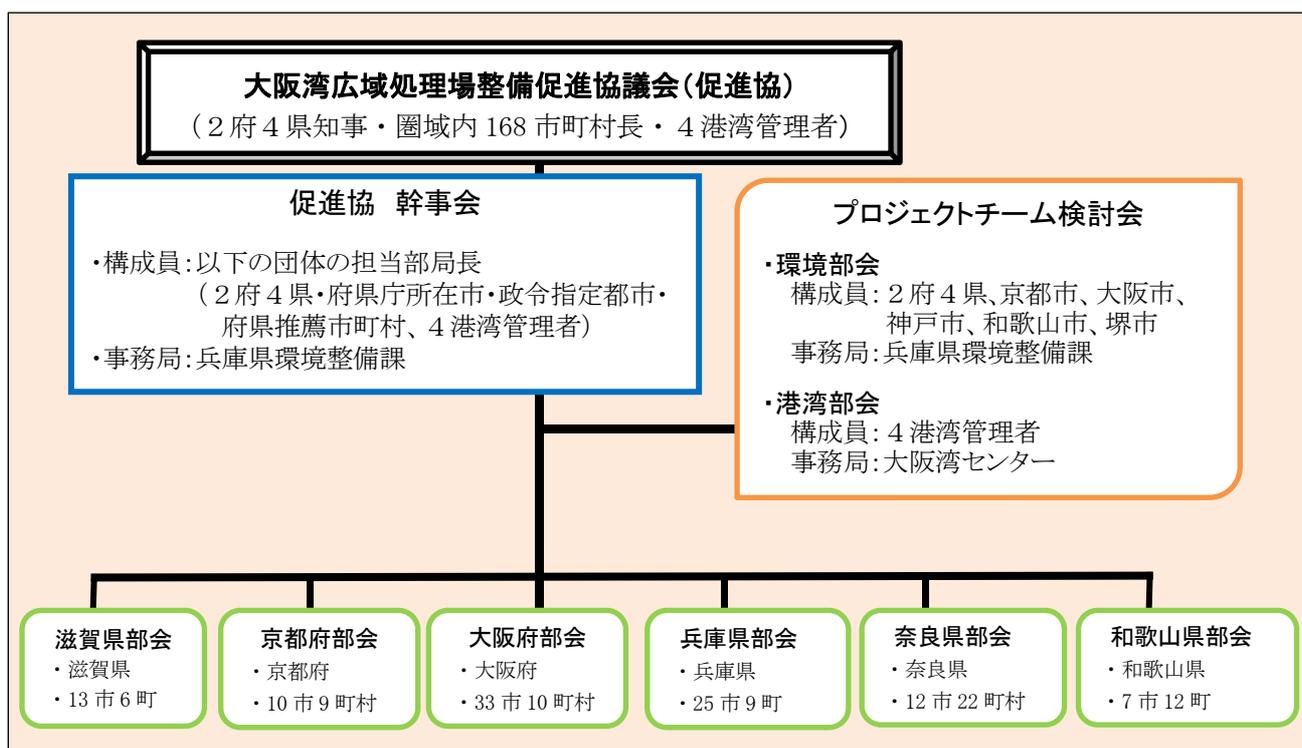
目的：広域処理場の整備に当たり、関係者間の意思疎通を図り大阪湾センター事業の円滑な運営を支援する。

設立：昭和 57 年

構成員：2 府 4 県知事 168 市町村長及び 4 港湾管理者（平成 24 年 9 月改編）

会長：兵庫県知事

組織：下部組織として幹事会、プロジェクトチーム検討会（環境部会及び港湾部会）及び 2 府 4 県の各部会を設置



第 2.2.10-4 図 促進協の組織図

### 3. 環境配慮事項

#### (1) 工事中

- ・護岸等の築造の際に発生する濁りの周辺海域への拡散防止のために、汚濁防止膜を展張する。
- ・作業船、建設機械については低騒音低振動型で排出ガスが少ない省エネルギー型の機種の採用に努めるとともに、整備点検を十分に行う。

#### (2) 供用時

- ・可燃性の廃棄物は焼却したものを受け入れ、腐敗性廃棄物は受け入れない。
- ・廃棄物の運搬は良質な燃料の運搬船を使用することを基本とし、揚陸施設から運搬船内の廃棄物を陸揚げする。
- ・廃棄物運搬船については、積込時には投入シュートや拡散防止シートなどを用い、運搬時には船倉を防塵用シートで覆うなど、廃棄物の飛散防止対策を実施する。
- ・埋立処分に必要な廃棄物運搬車両については適正な整備点検、過積載の防止等を実施するとともに、走行による砂塵の飛散を防止するための清掃、散水等を実施する。
- ・埋立て時には埋立作業面の覆土等を行い、飛散防止に努める。
- ・事業活動により、廃棄物等が発生するが、再使用、再生利用及び関係法令に基づく適正処理を行う。
- ・瀬戸内海、特に大阪湾奥部の水域に余水を放流することを考慮し、本事業では2期神戸沖埋立処分場と同様に、管理目標値を定めて内水の排水処理を行い、排出口から海域に放流する。なお、栄養塩類（T-N・T-P）については、国において瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方についての検討が行われており、兵庫県が平成28年10月に策定した「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」においても栄養塩類の管理に係る取組を順応的に実施することとされていることから、これらの結果、事業実施想定区域周辺海域への栄養塩類の供給が必要とされた場合には、本事業による栄養塩類の供給方法について必要な検討を行う。

## 2.3 複数案等の設定に関する事項

### 2.3.1 位置及び規模

#### 1. 必要容量の設定

循環型社会の構築に向けて、3Rの取組を強化し、廃棄物の最終処分量を極力減らす取組を行ったとしても、最終処分量を「ゼロ」にすることはできない。

促進協において、大阪湾フェニックス事業の埋立処分場への搬入実績等をもとに、将来人口の減少、減量化の進展等を考慮して、フェニックス処分場での受入れが必要な廃棄物の量を推計した結果、2期事業終了後20年間の大阪湾フェニックス事業の必要容量は、覆土等に必要な土量を含めて約1,770万m<sup>3</sup>であった（第2.3.1-1表）。

第 2.3.1-1 表 大阪湾フェニックス事業が受け入れる廃棄物の将来予測及び必要容量

	一般 廃棄物 <sup>1)</sup>	上下水 汚泥 <sup>2)</sup>	産業 廃棄物 (上下水汚 泥を除く) <sup>3)</sup>	覆土等 <sup>4)</sup>	計
将来予測量 <sup>5)</sup> (万 m <sup>3</sup> /年)	39.3	6.0	17.2	—	62.5
必要容量 <sup>6)</sup> (万 m <sup>3</sup> )	780	120	340	530	1,770
(参考) 平成 26 年度受入実績 <sup>7)</sup> (万 m <sup>3</sup> /年)	40.3	7.0	32.2	—	79.5

注：1. 一般廃棄物：平成 26 年度実績と平成 50 年人口<sup>※1</sup>比率より想定し、減量進展<sup>※2</sup> (13.7%) で補正し算出

2. 上下水汚泥：一般廃棄物と同様に算出（減量化は見込まない）

3. 産業廃棄物（上下水汚泥を除く）：近年の受入実績を基に近似式（累乗近似）を用いて試算

4. 覆土等：陸上残土等による覆土等に必要土量を想定

5. 将来予測量：平成 50 年度時点

6. 必要容量：将来予測量の 20 年分の廃棄物及び覆土等の和

7. 受入実績：受入実績重量を比重を用いて換算

※1 国立社会保障・人口問題研究所による推計（中位に相当）平成 47 年及び平成 52 年推計値より推計

※2 1 人 1 日最終処分量の平成 22 年度実績及び第 3 次循環型社会形成推進基本計画の目標値から減量化率を設定  
(H26→H50 △13.7%)

#### 2. 埋立処分場を海面に求める理由

##### (1) 最終処分場の今後の設置見込み

フェニックス圏域において焼却灰を受入可能な市町村等設置の管理型最終処分場は、平成 40 年度以降では 11 施設に限られ、これらの施設のみで同圏域全体から発生する廃棄物进行处理するのは不可能であり、新たな最終処分場の確保が必須である。

促進協が平成 24 年度にフェニックス圏域 168 市町村に対して、一般廃棄物の独自の埋立処分場設置に関し物理面（土地の利用）・法制面（土地の法規制）・財政面での可否について調査を実施したところ、全ての観点において「設置可」を選択した市町村はなかった（第 2.3.1-2 表）。また、独自で埋立処分場を設置することが困難で、大阪湾フェニックス事業の埋立処分場を必ず確保したいという市町村が焼却灰で 91、飛灰で 102 市町村と半数以上を占めた。さらに、促進協の検討において、フェニックス圏域においては、物理面、法制面から産業廃棄物最終処分場の設置が困難であり、大阪湾フェニックス事業により、公共が関与して産業廃棄物最終処分場を確保することが必要とされた。

第 2.3.1-2 表 独自埋立処分場設置の可否

(単位：団体)

観 点	設置可	設置不可	その他	計
ア. 物理面（土地の利用）	17	145	6	168
イ. 法制面（土地の法規制）	47	101	20	168
ウ. 財政面	6	146	16	168
エ. その他	1	130	37	168

促進協アンケート結果（H24）より作成

## (2) 広域処理による適正かつ効率的な最終処分と災害廃棄物処理への対応

フェニックス圏域においては、スケールメリットがある広域処理により、埋立処分場設置コストのみならず、施設の維持管理コストを削減し、適正に、かつ、効率的に最終処分を行うことが望ましいと考えられる。また、広域処理により、市町村毎の最終処分場建設が不要となるため、内陸部の環境の保全にも寄与することができる。さらに、広域処理のメリットを生かし、南海トラフ地震等の巨大災害に備えることが可能になる。

## (3) 内陸部での用地確保の見通し

広域処理では、市町村独自処理と比較し、更に大規模な埋立処分場用地の確保が必要となるが、近畿2府4県の全体でみると、総面積 27,343 km<sup>2</sup> の 47%が都市計画区域であり、この区域のうち 19%が市街化区域であるなど土地の高度利用が進んでいる。さらに、フェニックス圏域の面積は 18,351km<sup>2</sup>、人口は 2,013 万人であり、人口密度（約 1,097 人/km<sup>2</sup>）は全国平均の約 3 倍と高密度であり、土地の高度利用が一層進んでいる。

また、京阪神という多量の廃棄物を排出する大消費地の近郊には、自然公園法に基づく瀬戸内海国立公園（兵庫県・和歌山県）等の国立公園、金剛生駒紀泉国定公園（大阪府・奈良県）等の国定公園、その他、府県立の自然公園等が多く存在しており、良好な自然環境が確保されている。山間部、農村地域においても、砂防法（砂防指定地他）、森林法（保安林）及び農業振興地域の整備に関する法律等に基づいて、土地の自由使用を規制された地域が多数ある。

このため、フェニックス圏域の内陸部で十分な用地を確保するのは困難である。

以上のように、2期事業終了後 20 年間にフェニックス圏域から発生する廃棄物を適正に処分するためには、市町村を越えた広域処理を行う必要があるが、近畿地方の内陸部に設置することは現実的ではない。近畿圏の多量排出事業者が臨海部に集中して所在していることも踏まえると、フェニックス圏域においては、周辺環境への影響が回避・低減できるよう十分配慮した上で、引き続き大阪湾フェニックス事業の海面埋立てによる最終処分場を確保する必要がある。

## 3. 大阪湾内における検討

瀬戸内海環境保全特別措置法では、瀬戸内海における埋立ては自然と人々の生活が調和した多面的価値を有するなどの瀬戸内海の特異性に十分配慮しなければならないとされている。

また、「瀬戸内海環境保全臨時措置法第 13 条第 1 項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針」によれば、瀬戸内海における埋立ては厳に抑制すべきであるとされており、やむを得ない場合においても周辺環境への影響が回避・低減できるよう十分配慮されたものでなけれ

ばならないとされている。

広域センター法に基づき、大阪湾フェニックス事業として最終処分場の設置が可能な港湾(広域処理場整備対象港湾)は、現在は大阪港、堺泉北港、神戸港及び尼崎西宮芦屋港の4港湾が指定されている。

これら4港湾について、大阪湾センターにおいて瀬戸内海環境保全特別措置法の趣旨を踏まえて、過去における環境影響評価の実施状況、公有水面埋立免許の取得状況、施工状況等を勘案し、新たな公有水面埋立免許を取得することなく大阪湾フェニックス事業の埋立処分場として確保可能な容量を試算したところ、大阪港・神戸港を合わせて最大でも約1,800万 $\text{m}^3$ (大阪港 約600万 $\text{m}^3$ 、神戸港 約1,200万 $\text{m}^3$ )であった。

#### 4. 神戸港における位置及び規模

促進協において、大阪湾フェニックス3期事業は大阪港、神戸港で検討することとし、2期神戸沖埋立処分場での廃棄物受入れの終了に合わせるため、神戸港について具体化に向けて必要な検討を先行して進めることとされたことから、大阪湾センターにおいて神戸港内の候補地の検討を行った。

神戸港内の事業実施想定区域としては、「六甲アイランド南建設事業」として、運輸省、厚生省、兵庫県及び神戸市の環境影響評価要綱等に基づいて環境影響評価を行い、平成9年12月に公有水面埋立免許を取得し着工した区域のうち、陸上残土等による埋立てを計画していた未施工の部分(兵庫県神戸市東灘区向洋町地先の六甲アイランド南地区第2工区内)が唯一の候補地であり、神戸港内には他に公有水面埋立免許を取得した未施工の区域はなかった。

また、事業実施想定区域(75ha程度)のうち護岸の区域を除いた埋立処分の用に供される場所の面積(70ha程度)及び水深(15m程度)から試算した埋立可能容量は約1,200万 $\text{m}^3$ であり、3期処分場として確保が必要な容量及び大阪湾内で確保可能な容量を勘案すると、埋立可能容量の全量が必要である。

以上のことから、最終処分場の位置及び規模に関する複数案は設定できない。

### 2.3.2 構造及び配置

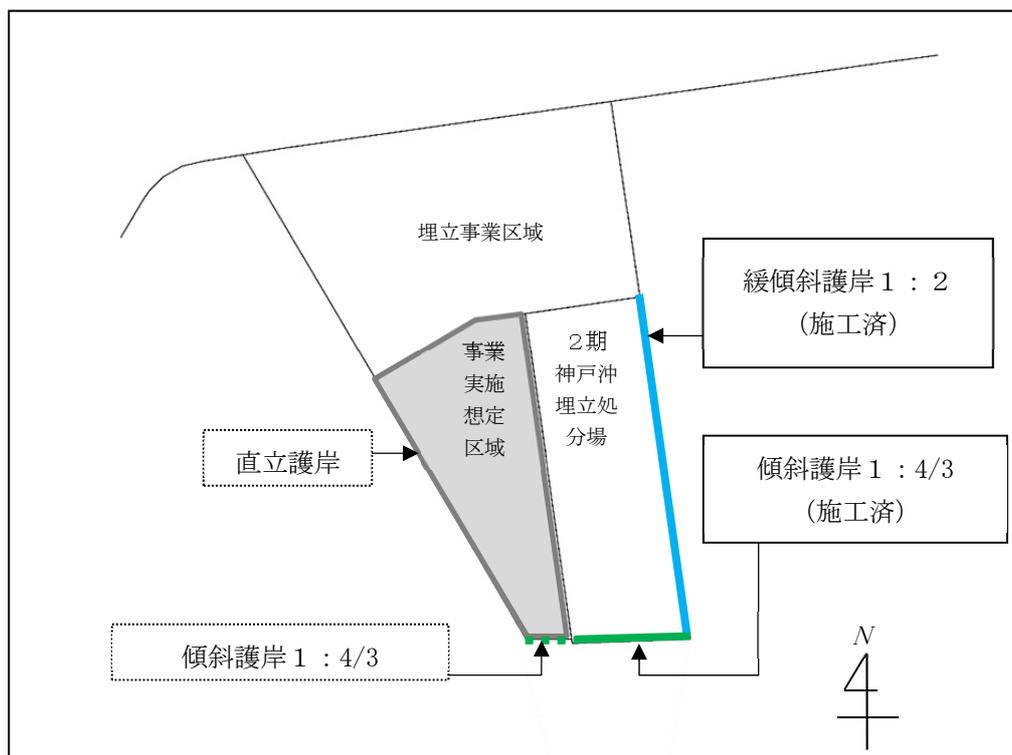
ここでは、第一種最終処分場事業に係る工作物等である廃棄物埋立護岸、揚陸施設及び排水処理施設についての検討を行った。なお、本事業では管理型区画のみであることから、埋立区画の配置に関する複数案は設定できない。

#### 1. 護岸

2.3.1 4. で述べたとおり、事業実施想定区域は「六甲アイランド南建設事業」として、運輸省、厚生省、兵庫県及び神戸市の環境影響評価要綱等に基づいて環境影響評価を行い、平成9年12月に公有水面埋立免許を取得した区域のうち、陸上残土等による埋立てを計画していた未施工の部分である。

護岸については、取得されている公有水面埋立免許によることを基本とし、埋立用材が陸上残土等から廃棄物となることに伴って、背後への遮水工の設置等を行うことで、強固で外海から隔離され、遮水性を有する区画として整備する。なお、他の事業実施区域に接していない南側は、隣接する2期神戸沖埋立処分場南護岸において採用し、実績を有している傾斜護岸を整備することが、公有水面埋立免許に位置づけられている(第2.3.2-1図)。

以上のことから、本事業において、護岸構造・護岸形式の複数案は設定できない。



第 2.3.2-1 図 事業実施想定区域における護岸形式

## 2. 揚陸施設

事業実施想定区域は、2期神戸沖埋立処分場の西隣に位置しており、建設工事に伴う環境負荷を最小限とする観点から、現在稼働している揚陸施設を活用することを基本とする。

揚陸施設の位置により廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行経路は異なり、走行する車両による環境影響も変化することになるが、南側護岸以外は他の事業区域に接しており、南側護岸についても十分な長さを確保できない。このため、2期神戸沖埋立処分場の揚陸施設の設置場所以外への揚陸施設の設置は現実的ではないことから揚陸施設の複数案は設定できない。

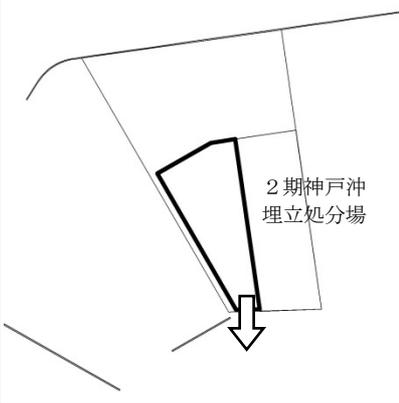
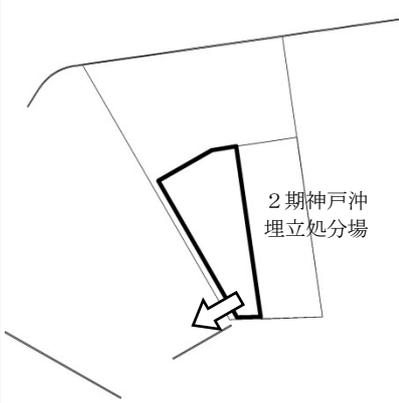
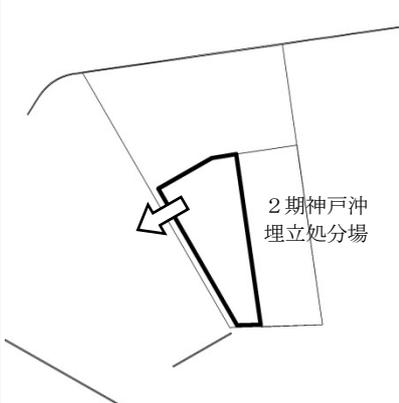
## 3. 排水処理施設

2.2.10 3. で述べたとおり、2期神戸沖埋立処分場と同様に、処分場内に排水処理施設を設置して、投入する廃棄物や処分場内に降った雨量に応じて発生する余水に含まれる有機物、栄養塩類、重金属等を処理し、管理目標値を満たすことを確認した上で、処分場外に排出する。

公共用水域の測定結果や2期神戸沖埋立処分場の事後調査報告書によれば、事業実施想定区域周辺の海域ではCODやT-N、T-Pの値が環境基準値を一部上回っている地点がある。

このため、排水処理施設の排出口の位置によっては、排出水の滞留や拡散などによる周辺海域の水質及び生物の生息・生育空間への影響が懸念されることから、排出口の位置について第2.3.2-1表のとおり3案を設定する。

第 2.3.2-1 表 3案の比較

複数案	排出口の位置	放流先の海水の流れ	放流先の海域の環境基準類型		
			一般項目	全窒素及び全燐	全亜鉛等
A案 (排出口位置： 南護岸)		流速が比較的大きく滞留しにくい	B類型	Ⅲ類型	生物A
B案 (排出口位置： 西護岸の南寄り)		流速が比較的小さく滞留しやすい			
C案 (排出口位置： 西護岸の北寄り)			C類型	Ⅳ類型	

注：全亜鉛等とは、全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩に対する類型を示す。

### 2.3.3 設定した複数案

本配慮書において設定した複数案は第 2.3.3-1 表のとおりである。

第 2.3.3-1 表 複数案の検討結果

区分	項目	検討結果
位置	最終処分場設置場所	六甲アイランド南地区第2工区内（1案）
規模	必要容量	約 1,200 万m <sup>3</sup> 程度（1案）
構造	護岸	現行公有水面埋立許可内容に遮水機能を付与（1案）
	揚陸施設	任意の1箇所（1案）
	排水処理施設	排出口の位置（3案）
配置	埋立区画の配置	管理型区画のみ（1案）

